

# 土地・家屋名寄帳の写しの申請を希望される方へ

これまで現年度分の名寄帳に替えて、課税資産明細書を発行してきましたが、国のシステム標準化に伴い令和6年(2024年)4月から課税資産明細書が発行できなくなりますので、以下の代替方法をご利用ください。なお、確定申告などの確認書類として、納税通知書同封の「課税明細書」が代用可能な場合があります。

## 【土地・家屋 課税資産明細書・名寄帳の取扱いについて】

期間	令和6年(2024年)1月～3月	令和6年(2024年)4月以降の代替方法
1 取扱い	【課税資産明細書】 無料	【代替方法①】 固定資産税・都市計画税納税通知書に同封する「課税明細書」で内容を確認してください。  【代替方法】 名寄帳兼課税台帳の写しを取得して下さい。 <b>(有料:200円/一納税義務者)</b> 4・5月は無料(縦覧期間のため)
2 記載内容	所在地、家屋番号、地目、構造、種類、地積、床面積、建築年、課税標準額、評価額、軽減税額、減免税額、相当税額、登記地目、登記地積、登記床面積、屋根、種類、階層、年税額 など	
3 その他	課税明細書の用途例：不動産登記申請、確定申告、相続税申告 など (各種申告等には、固定資産税・都市計画税納税通知書に同封している「課税明細書」で代用可能な場合があります。)	